

特定水産動植物の採捕の許可に係る申請に対する処分に関する審査基準及び標準処理期間（案）に対する意見の内容とそれに対する県の考え方

提出された意見	県の考え方
<p>P 1 の許可要件 3 (1) ② 中等教育学校、高等専門学校及び専修学校の記載は無いため、含まれないということによろしいでしょうか。</p>	<p>特定水産動植物の採捕の許可は、試験研究又は教育実習のために特定水産動植物を採捕する場合が対象となります。</p> <p>教育機関では、試験研究又は教育実習のために特定水産動植物を採捕することが想定される高等学校（水産に関する学科を置くものに限る。）又は大学を原則として対象としました。</p> <p>中等教育学校、高等専門学校及び専修学校にあっては、試験研究又は教育実習のために特定水産動植物を採捕することが適切かつ合理的であると認められる場合は特定水産動植物の採捕の許可の対象となります。</p>